（騒音規制法施行規則の一部改正）

**第三条**　騒音規制法施行規則（昭和四十六年通商産業省、運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第七条**　削除 | （受理書）<br>**第七条**　市町村長は、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の届出を受理したときは、様式第五による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。 |
| （光ディスクによる手続）<br>**第十一条**　第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第八条、第九条及び第十条第一項の規定による届出書並びにその添附書類（以下この条において「届出書等」という。）の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。 | （フレキシブルディスクによる手続）<br>**第十一条**　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、市町村長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。<br>一　様式第一による届出書<br>二　様式第二による届出書<br>三　様式第三による届出書<br>四　様式第四による届出書<br>五　様式第六による届出書<br>六　様式第七による届出書<br>七　様式第八による届出書<br>八　様式第九による届出書<br>２　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第三条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第十のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を届け出ることにより行うことができる。 |